

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 新旧対照条文

目次

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（抄）（第一条関係）	1
○ 行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）（抄）（第二条関係）	5
○ 青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令（平成二十八年政令第四号）（抄）（第三条関係）	6
○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第四条関係）	7

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（抄）（第一条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>読替えに係る労働基準法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>（労働基準法を適用する場合の読替え）            第五条 法第四十四条の規定により同条第一項に規定する派遣中の労働者（次条において「派遣中の労働者」という。）の法第二十三條の二に規定する派遣就業（次条において「派遣就業」という。）に関し労働基準法の規定を適用する場合における法第四十四条第六項の規定による労働基準法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
<p>第三十二条の三の二</p>	<p>使用者</p>	<p>使用者は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第二項の規定により同条第一項に規定する派遣先の事業（以下単に「派遣先の事業」という。）の第十条に規定する使用者とみなされる者</p>	<p>（労働基準法を適用する場合の読替え）            第五条 法第四十四条の規定により同条第一項に規定する派遣中の労働者（次条において「派遣中の労働者」という。）の法第二十三條の二に規定する派遣就業（次条において「派遣就業」という。）に関し労働基準法の規定を適用する場合における法第四十四条第六項の規定による労働基準法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
<p>前条第一項の規定</p>	<p>労働者派遣法第四十四条第二項の規定により適用される前条第一項の規定</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

(略)	第三十二条 の四の二		使用者	第三十三条 又は第三十 六条第一項 の規定	当該使用者とみなされる者が労働 者派遣法第四十四条第二項の規定 により適用される第三十三条又は 第三十六条第一項の規定
	前条の規定	労働者派遣法第四十四条第二項の 規定により適用される前条の規定			
(略)	第三十三条 又は第三十 六条第一項 の規定	当該使用者とみなされる者が同項 の規定により適用される第三十三 条又は第三十六条第一項の規定	使用者は、労働者派遣法第四十四 条第二項の規定により派遣先の事 業の第十条に規定する使用者とみ なされる者		

(労働安全衛生法等を適用する場合の読替え等)  
 第六条 法第四十五条の規定により法第四十四条第一項に規定する  
 派遣先の事業(以下この条において「派遣先の事業」という。)

(略)	第三十二条 の四の二		使用者	第三十三条 又は第三十 六条第一項 の規定	当該使用者とみなされる者が労働 者派遣法第四十四条第二項の規定 により適用される第三十三条又は 第三十六条第一項の規定
	前条の規定	労働者派遣法第四十四条第二項の 規定により適用される前条の規定			
(略)	第三十三条 又は第三十 六条第一項 の規定	当該使用者とみなされる者が同項 の規定により適用される第三十三 条又は第三十六条第一項の規定	使用者は、労働者派遣事業の適正 な運営の確保及び派遣労働者の保 護等に関する法律(昭和六十年法 律第八十八号。以下「労働者派遣 法」という。)第四十四条第二項 の規定により同条第一項に規定す る派遣先の事業(以下単に「派遣 先の事業」という。)の第十条に 規定する使用者とみなされる者		

(労働安全衛生法等を適用する場合の読替え等)  
 第六条 法第四十五条の規定により法第四十四条第一項に規定する  
 派遣先の事業(以下この条において「派遣先の事業」という。)

に關し労働安全衛生法の規定を適用する場合における法第四十五条第十七項の規定による労働安全衛生法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る労働安全衛生法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第百五条	第六十五条の二第一項及び第六十六条第一項から第四項まで	第六十五条の二第一項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）及び同条第二項から第四項まで（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）
(略)	(略)	(略)

255 (略)

(じん肺法を適用する場合の読替え)  
第七条 (略)

2 前項に定めるもののほか、法第四十六条の規定によりじん肺法の規定を適用する場合における同条第十四項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係

読み替えら

読み替える字句

に關し労働安全衛生法の規定を適用する場合における法第四十五条第十七項の規定による労働安全衛生法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る労働安全衛生法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第百四条	第六十五条の二第一項及び第六十六条第一項から第四項まで	第六十五条の二第一項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）及び同条第二項から第四項まで（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）
(略)	(略)	(略)

255 (略)

(じん肺法を適用する場合の読替え)  
第七条 (略)

2 前項に定めるもののほか、法第四十六条の規定によりじん肺法の規定を適用する場合における同条第十四項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係

読み替えら

読み替える字句

(略)	第三十五条 の四	(略)	るじん肺法 の規定
(略)	及び第十六 条第一項	(略)	れる字句
(略)	及び第十六条第一項（労働者派遣 法第四十六条第一項及び第六項の 規定により適用される場合を含む 。）	(略)	

(略)	第三十五条 の三	(略)	るじん肺法 の規定
(略)	及び第十六 条第一項	(略)	れる字句
(略)	及び第十六条第一項（労働者派遣 法第四十六条第一項及び第六項の 規定により適用される場合を含む 。）	(略)	

○ 行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（意見公募手続を実施することを要しない命令等）</p> <p>第四条 法第三十九条第四項第四号の政令で定める命令等は、次に掲げる命令等とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項及び第三十八条の四第三項（同法第四十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の命令等</p> <p>四〇十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（意見公募手続を実施することを要しない命令等）</p> <p>第四条 法第三十九条第四項第四号の政令で定める命令等は、次に掲げる命令等とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項及び第三十八条の四第三項の命令等</p> <p>四〇十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令（平成二十八年政令第四号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第十一条の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四条、第五条、第十五条第一項及び第三項、第二十四条、第三十二条、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条第六項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第三十七条第一項及び第四項、第三十九条第一項、第二項、第五項、第七項及び第九項、第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条、第六十四条の二（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条、第六十四条の三第一項、第六十五条、第六十六条、第六十七条並びに第四百四十一条第三項の規定（これらの規定を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用する場合を含む。）</p> <p>二〇五（略）</p>	<p>1 青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第十一条の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四条、第五条、第十五条第一項及び第三項、第二十四条、第三十二条、第三十四条、第三十五条第一項、第三十七条第一項及び第四項、第三十九条第一項、第二項、第五項及び第七項、第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条、第六十四条の二（第一号に係る部分に限る。）、第六十四条の三第一項、第六十五条、第六十六条並びに第六十七条第二項の規定（これらの規定を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用する場合を含む。）</p> <p>二〇五（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（雇用環境・均等局の所掌事務）            第九条 雇用環境・均等局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 労働時間等の設定の改善に関すること（労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。）の決議に係る労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の適用の特例等及び労働時間等設定改善実施計画（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条第一項に規定する労働時間等設定改善実施計画をいう。）に関するものを除く。第八十九条第二号において同じ。）。</p> <p>四〇十九 （略）</p>	<p>（雇用環境・均等局の所掌事務）            第九条 雇用環境・均等局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 労働時間等の設定の改善に関すること（労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条第一項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。）の決議に係る労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の適用の特例等及び労働時間等設定改善実施計画（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条第一項に規定する労働時間等設定改善実施計画をいう。）に関するものを除く。第八十九条第二号において同じ。）。</p> <p>四〇十九 （略）</p>